

各位

会 社 名 株式会社 栃木銀行

代 表 者 取締役頭取 黒本 淳之介

(コード:8550 東証プライム市場)

問合せ先 取締役経営企画部長

仲田 裕之

電 話 番 号 (TEL. 028-633-1241)

業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、2022年5月12日付で公表した「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処	分	期	日	2022年8月15日(月)
(2)	(2) 処分する株式の種類及び数				普通株式 1,555,000 株
(3)	処	分	価	額	1株につき金 288 円
(4)	処	分	総	額	447, 840, 000 円
(5)	処	分 予	定	先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6)	そ	O.)	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価
					証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2022 年 5 月 12 日付で本制度の導入を公表し、その後、2022 年 6 月 29 日開催の第 119 期 定時株主総会において、役員報酬として決議されました。(本制度の概要につきましては、2022 年 5 月 12 日付「株式報酬型ストック・オプション制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度への移行に関するお知らせ」をご参照下さい。)

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当行株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。)の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当行の取締役に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分)であり、2022年6月30日現在の発行済株式総数109,608,000株に対し1.42%(2022年6月30日現在の総議決権個数1,033,124個に対する割合1.51%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

3. 本信託の概要

(1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)

(2)委託者 : 当行

(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

(4) 受益者 : 取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(5) 信託管理人 : 当行と利害関係のない第三者を選定

(6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7)本信託契約の締結日:2022年8月15日(予定)(8)金銭を信託する日:2022年8月15日(予定)

(9) 信託の期間 : 2022 年8月15日 (予定) から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(2022年7月27日) の東京証券取引所における当行普通株式の終値288円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当行の適正な企業価値を表すものであり、算定根拠として客観性が高く合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、 特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上